

豊頃町で働く若者を支援します！

▽豊頃町で働く若者を支援します！
広報とよころ

議会だより

役場だより

問合せ先

企画課町づくり推進係
☎ 574・2216

豊頃町で働く若者を支援するため、引越越し費用の一部を助成する「町内就業者転入費用助成金制度」と、豊頃町へUターンして町内で働く若者を支援する「豊頃町おかえり助成金制度」をお知らせします。

町内就業者転入費用助成金制度

▼対象者

30歳以下で、新たに豊頃町へ転入した方。

▼助成金額

・引越費用（税込）の1/2以内を豊頃町商工会共通商品券で交付します。（上限：子育て世帯※10万円、それ以外の世帯5万円）

※子育て世帯：対象要件を満たしており、転入日時時点で子ども（0～18歳）がいる、または母子手帳を交付された妊婦がいる世帯。

▼申請期間

随時受付しています。

詳しくは、こちらのQRコードから、ホームページで確認ください。



豊頃町おかえり助成金制度

▼対象者

30歳以下で、かつUターン者、または町内出身で前年度に学校を卒業した方。

▼助成金の種類

▽奨学金返済助成金

・奨学金返済金額（元本分）の9割以内、上限月額1万円を豊頃町商品券で交付します。

・通算3年（36か月）受給できます。

▽定住促進等住宅取得補助金

・住宅を取得した際の補助金を、上限50万円（現金40万円、豊頃町商品券10万円）上乗せします。

▽民間賃貸住宅家賃助成金

・最大2.5万円の助成を最長3年（36か月）現金で支給します。※ただし、所得制限があります。

▼受付期間

奨学金返済助成金・民間賃貸住宅家賃助成金は2期に分けて受付します。

共通する主な要件

- ・豊頃町に定住する意思がある方
- ・申請する年度末において30歳以下の方
- ・町内事業所※に雇用されており、豊頃町へ住民登録されている方

※町内事業所とは、町内で事業を行っており、町内に主たる住所（本社、本店など）がある法人等または個人事業主をいいます。支店や営業所などの主たる住所が豊頃町にない事業所で就業されている方は対象となりません。

詳しくは、こちらのQRコードから、ホームページで確認ください。



申請書類の提出先・問合せ

豊頃町役場企画課町づくり推進係

☎ 574・2216

町有地（住宅用地）を売払います

問合せ先

企画課町づくり推進係
☎ 574・2216

茂岩栄町の町有地（住宅用地）を売払いたしますので、購入を希望される方は、売払い条件をご確認のうえ、豊頃町役場企画課町づくり推進係までお申し込みください。

売払い土地の概要

所在地 豊頃町茂岩栄町5番地（旧茂岩保育所跡地）

区画数 6区画

面積および価格

番号	地番	面積（㎡）	坪数	価格（円）
①	5番地12	426.0	129.1	1,161,000
②	5番地13	426.0	129.1	1,161,000
③	5番地15	432.0	130.9	1,178,000
④	5番地17	429.0	130.0	1,170,000
⑤	5番地18	340.0	103.0	927,000
⑥	5番地19	338.0	102.4	921,000



▶ 主な売払い条件

- ・土地代金は、町の発行する納入通知書により一括でお支払いいただきます。
- ・土地代金の支払いが完了した後に所有権移転登記および引渡しを行います。
- ・所有権移転の日から起算して、3年以内に住宅を完成させなければなりません。
- ・所有権移転登記の日から3年間の買戻しの特約登記を付けます。
- ・購入希望者多数の場合は、個人の方を優先し、抽選等により決定します。
- ・町の税金や使用料等を滞納している方は購入できません。
- ・その他諸条件がありますので、申し込み時にお問い合わせください。

▶ 申込受付期間

令和3年12月24日（金）まで ※先着順ではありません